令和３年度第１回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和３年５月 18 日（火）　午後６時 30 分～午後８時 30 分 日野市役所５階　505 会議室
出席委員	会　長：　西浦　定継（学識経験者 /明星大学理工学部教授） 副会長：　小池　孝範（学識経験者 /弁護士法人 ENISHI） 委　員：　亀山　孝一（事業者団体関係者 /日野市商工会理事） 委　員：　糟谷　敏美（事業者団体関係者 /日野市商工会理事） 委　員：　田辺　真樹 （労働者団体関係者 /全建総連東京都連日野地区協議会） 委　員：　伊羅胡　和哉 （労働者団体関係者 /連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）

【次第】

１．開会

２．議事

（１）労働報酬下限額（委託）について

（２）労務台帳（委託）について

（３）事業者向け説明会について

（４）令和２年度工事の運用状況について

（５）令和３年度工事の発注状況について

３．その他

４．閉会

２．議事

（１）労働報酬下限額（委託）について

①「労働報酬に算定する手当」の考え方

事務局	・前回審議会において懸案となっていた「割増賃金の基礎となる賃金」の定義について、厚生労働省のチラシをもとに説明
会　長	**・「労働報酬の算定対象とする手当」の考え方については、「時間外等割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外等割増賃金のうち適用対象契約における業務に従事した時間にかかる部分」でよろしいか。** **→　異議なし**

②労働報酬下限額の考え方

事務局	・令和４年度労働報酬下限額算定の考え方の案を提示 ア．令和４年度の最低賃金額を予測し、それに加算額をプラスして下限額を決める考え方 イ．令和２年の最低賃金額や会計年度任用職員の給与をもとに令和３年度における基準額を設定し、そこに令和３年 10 月改定の最低賃金の引上げ額（または引上げ率）を加算する考え方 ※労働報酬下限額は会計年度任用職員の給与（時給額）を上回らないよう設定

委　員	・「ア」の考え方は理にかなっているが、令和４年 10 月の最低賃金の上り幅を想定して、さらに公契約条例で担保すべき、優秀な人材等を事業者が確保するための加算をいくらとするかという２つをシミュレーションしなければならないので、考え方が複雑になる。それよりは、最低賃金と会計年度任用職員の給与を勘案して現時点の基準額を出して、令和３年 10 月改定の最低賃金の引き上げ幅をにらみながら令和４年度の下限額を調整するという形でもよいのでは。
委　員	・仮に最低賃金が大きく下がったり上がったりした場合に、労働報酬下限額の設定（４月）と最低賃金の改定（10 月）のタイムラグによって、下限額と最低賃金の差が大きくなりすぎたり、下限額が最低賃金を下回ってしまったりすることが起こりうるのではないか。そのリスクを考えておいたほうがよいのでは。
委　員	・労働報酬下限額の設定は４月で、最低賃金の改定は 10 月という期ずれの問題があるのでややこしいが、10 月に最低賃金が急に上がったからと言って人件費が足りなくなったり、逆に余ったりということはないと考えてよいのだろうと思う。 ・状況や時代が大きく変わるまでは、基準額を一旦決めて最低賃金の上がり下がりに連動させていくやり方が分かりやすいかと思う。 ・引上げ率で考えると端数処理の問題が生じるので、シンプルに「プラス何円」の考え方で設定したほうがよい。 ・周辺自治体と比較し、日野市の条例では委託の対象業種が狭い。対象とする意義がある、必要があると判断して選ばれた業種なので、あまり低くない額で決められたらと思う。
委　員	・例えば最低賃金が 20 円上がった場合、「下限額が 20 円上がるので全員の賃金を 20 円上げる」という話はできるが、引上げ率にして３％だとした場合「全員の賃金を３％上げる」という話はできない。加算の考え方は金額で考えたほうがよい。
会　長	・最低賃金が下がった場合は、それに連動して下限額も下がるということでよいか。
委　員	・条例の趣旨からいえば下限額は下げずに維持したいということになると思うが、現時点で最低賃金が下がるという経済状況になることは考えにくく、万が一そのような状況になった際は審議会で改めて検討するということでよいと思う。
委　員	・基準額をいくらにするか、参考にするとすれば近隣自治体が下限額をいくらに設定しているかで判断するしかない。
委　員	・会計年度任用職員は公募で採用されることを考えると、労働報酬下限額との差を 10 円程度つけたほうがよいように思う。令和２年度の会計年度任用職員の初任給（時間額）1057 円に対して令和３年度の基準額を 1047 円と設定すると、近隣自治体の令和３年度の委託の下限額と比べても違和感がない。

委　員	**・1047 円であれば大きな反発もなく始められるのではないかと思うが、これまで最低賃金で募集をかけていた人に関してはいきなり 30 円上がることになるため、事業者に理解を求めることが必要。**
会　長	**・令和３年度時点の基準額を 1047 円とし、令和３年 10 月の最低賃金の引上げ額を加算して令和４年度の労働報酬下限額を決定する考え方でよいか。 →　異議なし**
（２）労務台帳（委託）について	
事務局	・近隣自治体の労務台帳の様式、作成や提出のタイミング等について説明
委　員	**・業種ごとに労働報酬下限額を設定している日野市の工事契約や、他自治体の委託契約の場合は、労務台帳を作って、整理して確認する意味があると思うが、日野市の委託契約の場合、特定業種を対象に１種類の下限額でスタートするので、労務台帳の作成が必要なのか疑問を感じる。例えば「公契約条例の趣旨を理解して、公契約に従事する労働者に労働報酬下限額以上の賃金を支払っています」ということを、事業者から誓約書のようなものを出してもらうことで確認できればよいのでは。 ・公契約条例によって助けられるかもしれない労働者は、時給×何時間働いたかで賃金が支払われているような人であると考えられ、そういう労働者は自分の時給を把握していると思うので、事業者にも労働者にも周知をしたうえで、下限額が守られていなければ市に相談できる、という体制が取られていれば、労務台帳で確認する必要はないように思う。**
委　員	**・台帳の提出を求めても、毎月コピー＆ペーストで終わってしまうのであれば意味がない。それなら、制度の周知を徹底し、何かあった場合の連絡先を労働者にきちんと伝えておくほうが、会社側にとってはある意味抑止力になるのではないか。**
委　員	**・台帳の様式によっては事務員を１人増やさなければならないくらいの手間になる。台帳に記載する内容は毎月そんなに変わらないので、年１回とか、半年に１回とかにしてもらえると事業者としては助かる。 ・仮に守らなかった場合、何かペナルティがあるのか。ただ注意されて終わりなら守らない人が出てくる可能性がある。**
事務局	・条例において、受注者が虚偽の報告をしたり、是正措置命令に従わなかったときなどには契約を解除したり、そのことを公表することなどが定められています。また、競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止措置が取られます。
委　員	**・ペナルティがあるのであれば、どこかでチェックをする機能が必要では。**

委　員	**・日野市の公契約条例は、基本的には事業者と労働者の間の雇用契約の中で「公契約条例の対象業務に関してはこれだけの賃金を支払う」という契約がされていて、支払われなければ労働者が市に申し出て、市が業者を指導して差額を支払ってもらうという作りになっている。市が目を光らせてチェックをしなければならないような作りにはなっていない。 ・チェックをするならば、どういう頻度で行い、どこまで簡略化することが可能か、ということになる。**
委　員	**・労働者に説明をして了解を得たというサインをもらうことで、毎月の台帳提出を省略可能とするのはどうか。**
委　員	**・労働者が皆十分理解をしたうえでサインをするとは限らないので、確認方法としての実効性に疑問がある。また、労働者への周知というのは思っているより難しいと思う。周知方法をよく検討する必要がある。**
委　員	**・初めから細かい提出物を求めたりすると条例の制度が受け入れられにくくなるので、初めはハードルを低くして運用を開始して、何か問題が出てきた時に運用の仕方を見直していった方がよいように思う。**
事務局	・現在の条例の施行規則に労務台帳の記載事項等が定められており、それに則って工事契約においてはかなり詳細な台帳を出していただいていますが、委託契約における確認を簡素化することで差が生じることに問題はないでしょうか。
委　員	**・工事は現場ごとに人が皆入れ替わり、労働報酬下限額も職種ごとに定められているので、１人１人について確認する台帳を作って確認する必要があるが、委託に関しては基本的に年間を通して１つの事業者が受託して、そこで働く人の入れ替わりもそれほど大きくないと考えられるので、例規の内容と齟齬がない範囲で台帳の提出を簡略化していくかどうか検討の余地はあると思う。他自治体でも工事と委託の台帳の様式は変えているところはある。 ・ただし、台帳を作ることによって、条例対象事業を受託しているという自覚が生まれ、条例の趣旨を理解してもらえたり、逆に何も出さなくてよいとなると自覚が薄くなるというのであれば、定期的に台帳などを提出してもらって意識を強めてもらうのもよいかもしれない。**
会　長	**・方向性は決まったと思うので、事務局で例規に反しない形の労務台帳の案を考えておいてください。**
（３）事業者向け説明会について	
事務局	・令和４年度予算要求が始まる前に開催することを説明
委　員	**→　了承**

（４）令和２年度工事の運用状況について	
事務局	・令和２年度に契約を締結した条例対象工事の台帳の提出状況や確認内容等を報告
委　員	**・総合評価方式による入札を行った工事について、「自社施工及び市内企業への下請け金額が 60%以上」の加点申請の状況と、労務台帳から確認できる市内下請活用の状況は整合が取れているのか。**
事務局	・労務台帳との整合については確認をしていませんが、総合評価において加点申請がされた項目については、申請されたとおりに履行されているか確認するため、資料の提出を受けております。
委　員	**・令和２年度の総合評価方式の入札において入札参加希望申請をした事業者のうち４割程度が市内下請の加点申請をしている状況に対し、労務台帳から確認できる市内下請の活用状況が少ないように思うので、機会があればその点について確認してみてほしい。**
（５）その他	
委　員	**・公契約条例対象工事の現場で働く労働者の話を審議会として聞いてみたい。例えば事業主、中堅の技能者、新人の労働者などに対して、制度の趣旨が理解されているかどうか、現場でどのような運用がされているか、聞いてみることができれば参考になると思う。**
委　員	**・聞き取りの前に工事の現場を実際に見に行ってみたい。**
事務局	・工事主管課と調整します。